

首都圏における宮崎県産品販路拡大事業業務委託仕様書

1 業務の目的

首都圏において宮崎県産農産物の加工品等に関する販売会を実施し、一般消費者や小売店等のバイヤー向けに効率的な情報提供を行い評価することで、県産品の定着・定番化に向けた販売促進を図る。

2 委託期間

契約締結の日から令和5年2月28日（火）まで

3 業務体制

受託者は本仕様書に定める業務委託の内容を円滑に進めるため、必要な業務委託体制を構築すること。

4 委託業務の内容

(1) 販売対象となる県産品

- ・ 県が別途指定する製造業者及び商品から約30商品を選ぶこと。
製造業者が販売を希望する別商品を含めることも可能とする。

(2) 小売店での販売会の実施

- ・ 上記(1)の商品について、客層の異なる小売店において消費者向けの販売会及びバイヤー向け情報提供を実施すること。
- ・ 小売店は次の3形態とし、それぞれにおいて1週間程度の販売会を実施すること。
 - 百貨店または高質スーパー
 - セレクトショップを含む食品専門店
 - GMS・スーパーマーケット
- ・ 商品の仕入れ及び販売方法は、製造業者と双方で決定すること。
- ・ 小売店での売価や受託者の利益については、店舗の歩率等を考慮して決定すること。
- ・ 販売会終了後の返送に係る費用については、受託者が負担すること。
- ・ 販売会では、商品に関する消費者及びバイヤーの意見を聞き取り調査し、首都圏での継続販売に繋がる情報のとりまとめを行うこと。
- ・ 販売会において、宮崎県の演出に必要な装飾品については、県が所有するものについて貸与する。

(3) 販路開拓に繋がる情報収集及びフィードバック

- ・ 販売会や情報収集で得られた商品評価情報についてとりまとめ、製造業者にとって今後の販路開拓に繋がるためのフィードバックを行うこと。
- ・ フィードバック後の製造業者の今後の対応計画についても整理すること。

(4) 独自提案

上記(1)の商品の販路拡大について独自の取組を実施すること。

5 成果品等の提出

(1) 成果物

商品の販売実績、商品評価情報、製造業者へ結果をフィードバックした後の対応計画等

をとりまとめた報告書（データ及び紙媒体）

(2) 納期

令和5年2月28日（火）午後5時まで

(3) 納品場所

〒102-093

東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館15階

宮崎県東京事務所 流通物産担当

6 経費

履行までに要する全ての経費を含む。

7 その他

- (1) 成果品等についての権利は、県に帰属する。
- (2) 成果品等についての電子データは、県へ提出する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響等により、計画に変更が生じた場合又は本仕様書に明記のない事項については双方協議の上、決定することとする。

8 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 業務内容の詳細については、企画提案により請負業者が特定した後、実施主体との協議により変更することがある。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等は、必要に応じて県と協議の上、対応することとする。
- (5) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (7) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (8) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。